市役所からのお知らせ

国民年金

国民年金保険料の退職（失業）による特例免除

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方が会社を退職（失業）されたときは、国民年金の第1号被保険者へ変更となり、保険料の納付が必要となります。しかし、退職（失業）により保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料を免除される特例免除制度が設けられています。

対象は退職（失業）された方で、審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されます。（ただし、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります）

必要書類等

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書等）

②失業したことが確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等）

③印鑑（本人が署名する場合は不要）

申請・問合先　「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市民課☎（275）6241または堺西年金事務所☎（243）7900へ提出

国民年金保険料の改正

令和2年4月分～令和3年3月分の国民年金保険料が次のとおり改正されました。

▼新しい保険料（月額）

・保険料1万6540円

・4分の1免除（1万2410円納付）

・半額免除（8270円納付）

・4分の3免除（4140円納付）

問合先　市民課☎（275）6241または堺西年金事務所☎（243）7900

税

市税の納付は必ず納期内に

市税は市の財政運営において大切な財源です。納期を過ぎると延滞金等が加算されますのでご注意ください。令和2年度の市税の納期は表のとおりです。

令和2年度　市税の納期限

対象税目	期別	納期限
固定資産税 都市計画税	全期前納	令和2年6月1日
	第1期分	令和2年6月1日
	第2期分	令和2年7月31日
	第3期分	令和2年12月21日
	第4期分	令和3年3月1日
市・府民税 （普通徴収）	全期前納	令和2年6月30日
	第1期分	令和2年6月30日
	第2期分	令和2年8月31日
	第3期分	令和2年11月2日
	第4期分	令和3年2月1日
軽自動車税	全期	令和2年6月1日

なお、固定資産税・都市計画税並びに軽自動車税の納税通知書は5月上旬、市・府民税の納税通知書は6月上旬に送付します。

問合先　税務課☎（275）6094

路線価を公開しています

税務課では納税者の皆さんに固定資産税の評価に対するご理解をより深めていただくため、評価の基礎になる路線価を公開しています。

※路線価…街路に沿接する標準的な画地の1㎡あたりの価格

問合先　税務課☎（275）6109

地価公示価格の閲覧

令和2年の地価公示価格が国土交通省から発表されています。

地価公示価格とは、国土交通省が全国の標準的な土地を選んで、その適正な価格を皆さんにお知らせするもので、税務課・市役所2階行政資料コーナー・図書館で閲覧できます。

問合先　税務課☎（275）6109

固定資産課税台帳の閲覧

令和2年度固定資産課税台帳が閲覧できます。閲覧する場合には、納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるものが必要です。なお、代理人等はこれらに加えて委任状等も必要となります。

また、所有者、納税義務者及びこれらの者から委任を受けた者に加えて、借地借家人等についても、その使用または収益の対象となる部分に限り、固定資産課税台帳を閲覧することができます。なお、借地借家人等については、当該資格を証する書類（賃貸借契約書等）が必要です。

問合先 税務課 ☎（275）6109

後期高齢者医療

保険料率が変わりました

▼大阪府令和2年度の保険料率

年間保険料（限度額64万円）＝被保険者均等割額（被保険者1人あたり5万4111円）＋所得割額（被保険者の所得×所得割率10・52％）

▼保険料の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（年額5万4111円）が表のとおり軽減されます。

所得の判定区分 世帯の総所得金額等 （同一世帯内の被保険者と世帯主）	令和2年度の軽減割合	令和2年度の軽減後の被保険者均等割額（年額）
33万円まで、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円の場合［公的年金等控除額は80万円として計算］ ※令和元年度における8割軽減の区分	7割	16,233円
33万円まで ※令和元年度における8.5割軽減の区分	7.75割	12,174円
33万円+（28.5万円×被保険者の数）まで	5割	27,055円
33万円+（52万円×被保険者の数）まで	2割	43,288円

①7割軽減対象の方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となる場合があります。

※住民税課税世帯の方は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料納付実績等に応じて異なります。

②後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。なお、世帯の所得に応じた均等割額の軽減割合が7割または7・75割に該当する方はそれぞれの軽減割合が適用されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

問合先 健幸づくり課☎（275）6392または大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課☎06（4790）2028

健康診査・人間ドック費用の助成・歯科健診

▼健康診査

府後期高齢者医療制度の被保険者の方に対して、4月下旬～5月上旬にかけて健康診査受診券を送付します。（令和2年度中に75歳になる方には、誕生月の翌月に送付します。）受診券に記載されている有効期限までに指定医療機関等で受診してください。（年度中に1回）

受診の際は、事前に医療機関等へお問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、長期入院中や施設入所中の方は、病院・施設において健康管理が図られているため、健康診査の対象から除いています。なお、退院・退所等で状況に変化があった場合は受診券を発行しますので、お問い合わせください。

▼人間ドック費用の一部助成

府後期高齢者医療制度の被保険者の方に人間ドックの費用の一部を助成しています。助成を受けるには、健幸づくり課へ必要書類を持参し、申請してください。なお、助成を受けられる回数は年度中1回、2万6000円を上限としています。

必要書類 人間ドックの領収書、検査結果通知書等の写し、被保険者証、口座情報がわかるもの、印鑑

▼歯科健診

後期高齢者医療健康診査の対象の方（介護予防事業における歯科保健事業の対象となる方を除く）に対して、4月下旬頃に歯科医院リストを

送付します。健診を受診される場合は、リスト記載の医院に事前にお問い合わせのうえ被保険者証を忘れずにお持ちください。（年度中に1回）

問合先 健幸づくり課☎(275)6392または府後期高齢者医療広域連合給付課☎06(4790)2031

国民健康保険

新しく国保に加入する方へ

新しく国民健康保険に加入した場合の保険料の計算は、資格取得日（健康保険の資格を喪失した日、健康保険の扶養家族から外れた日、転入日など）からです。この日から14日以内に資格喪失証明書・離職票等を持参のうえ、届けなければなりません。遅れると資格取得日まで最高2年間さかのぼって保険料を支払わなければなりません。また、理由無く遅れた場合、その間の医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

問合先 健幸づくり課☎(275)6374

国民健康保険に加入する方へ

医療費適正化のために

問合先
健幸づくり課☎(275)6374

■みんなで取り組もう！

大阪府内の国民健康保険における被保険者数は減少傾向にあり、年代別では 70 歳以上の被保険者数の割合が高くなっています。また、70 歳以上の 1 人あたり医療費は他の年代と比べ高くなっており、被保険者 1 人あたりの医療費の増加が続いています。

医療費の増加が進むと国保財政を圧迫することとなり、結果的に保険料の増加につながります。1 人ひとりが健康づくりに取り組み、医療費の適正化に努めましょう。

府内国保一般被保険者数と医療費

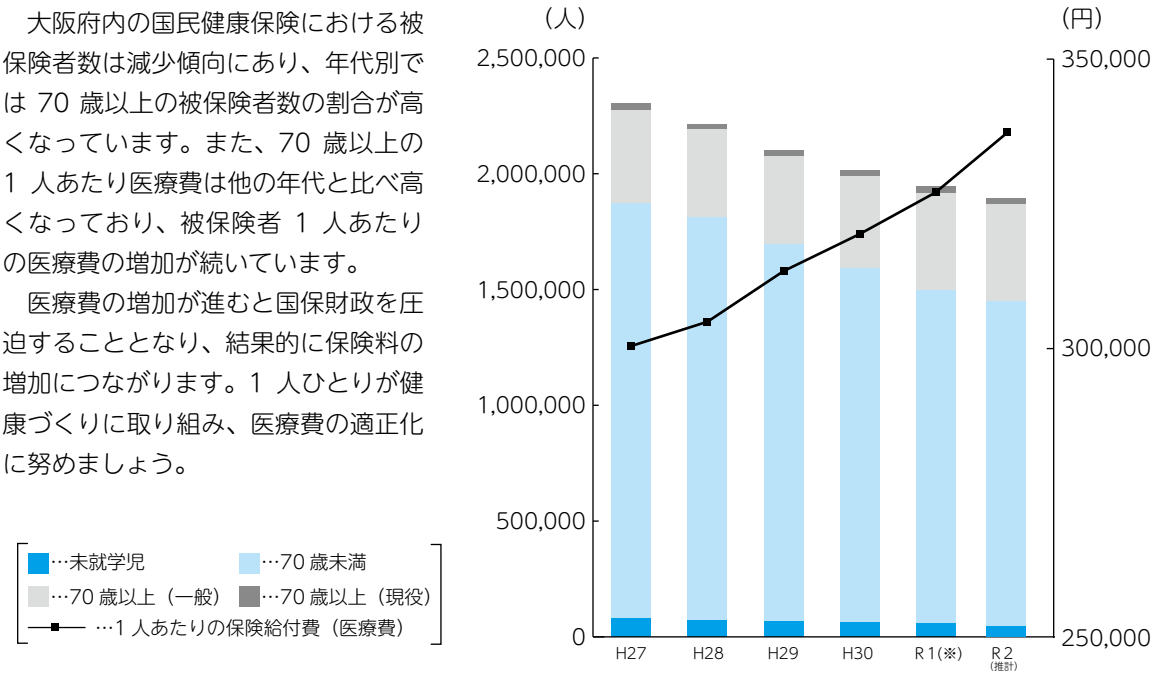

※…R 1 年の被保険者は 9 月時点、医療費は実績見込み値

■みんなが安心して医療を受けられるために！

保険料は、所得に応じてかかる所得割、世帯員数に応じてかかる均等割、加入者の世帯に平等にかかる平等割の３つを医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれに計算し、さらにそれらを総合計して各世帯ごとに決められます。

令和２年度　国民健康保険料の改定

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	9.05%	2.69%	2.66%
均等割	32,015 円	9,358 円	19,729 円
平等割	33,785 円	9,875 円	―
最高限度額	610,000 円	190,000 円	160,000 円

介護保険

介護保険料 仮徴収額通知書を送付

介護保険料は、前年の所得金額をもとに決定します。令和2年度の年間保険料は、平成31年（令和元年）中の所得確定後の7月に決定しますので、それまでは平成30年中の所得をもとに算出した仮徴収（暫定賦課）の保険料を納めていただきます。

▼特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金を月額1万5千円以上受給されている第1号被保険者（65歳以上）の方は、年金から引き落とし（特別徴収）されます。なお、仮徴収期間（4月・6月・8月）の月割保険料は、本年2月に引き落とされた保険料と同額を徴収します。10月以降の保険料は、7月に決定される年間保険料額から仮徴収期間に徴収する保険料を差し引いた額となり、10月～翌年2月の期間で徴収します。

特別徴収の方の仮徴収額通知書は送付しませんので、ご了承ください。

▼普通徴収

特別徴収以外の方は、納付書や口座振替等で納めていただきます。

仮徴収期間の月額保険料は、前年度の保険料をもとに暫定賦課しており、7月に年間保険料を決定し、仮徴収期間の保険料を差し引いた額を7月～翌年3月の本徴収期間で徴収します。

問合先 健幸づくり課 ☎（275）6329

各種

普通ごみ処理券を上手に使うために

毎回使用するごみ袋を45リットルから30リットルにするなど普段使う袋よりも1つ小さいサイズとなるよう工夫することで、1年間で普通ごみ処理券約100枚の節約となります。ごみの量に合った大きさの袋を使うようにしましょう。

ごみの分別やリサイクルを徹底して、普通ごみの量を減らしましょう。

問合先 生活環境課 ☎（275）6266

新しくなってスタート！

“健幸ポイント”で健幸なカラダづくりのきっかけを

昨年度まで約3,000名の方にご参加いただき、大好評だった健幸ポイント事業が新しくなってスタートします。はじめての方も継続される方もご参加ください。

▶はじめて参加する方

参加には事前説明会への出席が必要となります。なお、説明会の日程については、新型コロナウイルスの影響により調整中のため、決まり次第改めて「広報たかいし」でご案内します。

▶継続して参加する方

継続の手続きについては、後日郵送でご案内します。なお、現在お持ちの活動量計をご使用いただきますので、大切にお持ちください。

※過去に退会された方で活動量計を希望される場合は、機器の購入が必要となります。（スマホアプリで参加される場合は、機器購入の必要はありません。）

健幸ポイント事業とは？

ウォーキングなどの健幸づくりに対する努力や成果に対してポイントを付与し、健康無関心層の方の行動変容を促すとともに、自主的に健幸づくりのための運動習慣を身につけるきっかけとなる事業です。貯めたポイントは高石共通商品券やAmazonポイントに交換することができます。

問合先 スマートウェルネス推進班☎(267)1161

カラスによるごみの被害を防ぐために

カラスなどによってごみが散乱する被害が増えています。こうしたごみの被害を防ぐために次の対策を心がけましょう。

対策　生ごみを減らす・生ごみが外から見えないようにする・防鳥ネットやごみ箱を使う

問合先　生活環境課　☎（275）6266

野良猫にエサを与える前に

野良猫にエサを与えて残ったエサやトイレの片付けをしないと、残ったエサが散らかったり悪臭が発生する等、周囲の方に迷惑がかかります。また、エサを与えられた猫が不妊去勢手術を受けていないと、子猫をたくさん生んでしまいます。不特定の方にエサを与えられることは猫の健康面からも良いことではありません。エサを与える前に考えてみましょう。

問合先　生活環境課　☎（275）6266

飼犬登録と狂犬病の予防注射

飼犬は生後3か月を過ぎると、飼犬登録を行い、年1回の狂犬病の予防注射が必要です。予防接種はお近くの動物病院または市が実施する集合注射（4月14日～16日）で受けることができます。

詳しくは市ホームページでご覧いただくか生活環境課☎（275）6266までお問い合わせください。

セアカゴケグモにご注意を！

見かけたら…素手で捕まえたり、触ったりしないで駆除する。

駆除の方法…クモは踏みつぶすか市販の殺虫スプレー（クモ用またはゴキブリ用）を噴霧する。卵のうは、踏みつぶすか焼却する。

もし、かまれたら…患部を流水でよく洗い、早く病院で治療する。可能であれば、かんだクモは殺して、病院に持っていく。

問合先　生活環境課　☎（275）6266

住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

事例1　火災警報器から「火事です」との異常音が作動してびっくりした。引きひもを引っ張ると音は止まった。タバコは吸わないし、煙も出ていなかった。（80歳代　男性）

事例2　早朝、急に自宅の火災警報器が鳴り出した。火の気はなく大丈夫だったが、あまりに大きな音で困った。また鳴ったらどうすればよいか。（70歳代　女性）

ポイント　住宅用火災警報器（以下、警報器）は、火災をいち早く察知するためとても有用ですが、故障や電池切れ等により正常に作動していない場合もあります。いざというときに備え、警報器を定期的に点検することが大切です。警報器の寿命は10年が目安とされています。本体に記載されている製造年等を確認し、寿命を経過したものは交換しましょう。高所の警報器を点検・交換する際は、転倒・転落に十分注意しましょう。不安な場合は無理をせず、周囲の人などに依頼することも検討しましょう。警報器の点検方法や、鳴ってしまったときの止め方等については、取扱説明書やメーカーのホームページ等で確認しておきましょう。

困ったときは、消費生活センターへ
☎（267）5501
場　所　市役所本館2階
時　間　9：00～16：45
休館日　土・日曜日、祝日
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報　第360号」から抜粋・イラスト黒崎玄

消費生活出前講座の講師派遣

消費生活相談員が訪問し、消費者トラブルなどをテーマに解説します。

日時　平日の午前10時～午後4時のうち30分～1時間程度

対象　市内の団体（自治会、老人クラブ、学校など）

申込　希望日の2週間前までに消費生活センター☎（267）5501へ

重度障がい者の方などにタクシー等利用料金助成券を交付

対象　身体障害者手帳（1・2級）や療育手帳A、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方

※交付は年間最大24枚まで

申請・問合先　対象となる手帳または医療受給者証と印鑑を持参し、高齢・障がい福祉課☎（275）6294へ

みんないっしょに生きる社会を

まっぽっくり

子どもの人権

古来、日本人がこよなく愛してやまない桜は花王と称せられ、古くは「花」といえば桜を指しました。その桜前線が北上を続け、全国各地で見事な花を咲かせている4月は、新年度の始まりの月です。入園式や入学式、入社式などを迎える方や、進級や異動、転勤などで新たな一歩を踏み出される方もいます。特に小学1年生にとっては、待ちに待った入学式を迎えます。「学校は楽しいかな」「友達出来るかな」「いじめられないかな…」期待とともに不安もいっぱいあります。このように、それぞれに一抹の不安を抱えながらも、夢と希望の季節でもあります。

さて、入園式や入学式を迎える4月、子どもの人権について考えていきます。文部科学省においては、学習指導要領で確かな学力、豊かな心、健やかな体、（知・徳・体）のバランスのとれた生きる力を育むことをめざしています。中でも「豊かな心」の育成に関しては、学校における道徳教育の充実が図られています。道徳教育は、自分自身・人との関わり・集団や社会との関わり・生命や自然、崇高なものとの関わり、の四つの視点に分けられ、特に「集団や社会との関わり」では、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正・公平にすることや法やきまりを守り、自他の権利を大切にすること等、人権教育に資する指導を行うこととしています。

また、厚生労働省では、毎年5月5日のこどもの日から11日までの1週間を「児童福祉週間」と定め、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について考えようと全国でさまざまな行事や取組を行っています。そして、児童福祉週間の標語を全国公募し、最優秀作品に選定された標語（令和元年度は「その気持ち　誰かを笑顔にさせる種」）を、児童福祉週間の象徴として、児童福祉の理念の普及・啓発を図っています。

次に、子どもを取り巻く人権課題と現状について考えます。

▼いじめ　いじめは命にも関わる大きな社会問題です。いじめの背景には、核家族化や少子化から生じる子どもの対人関係の経験不足、ストレス等さまざまな要因があるとされています。

▼体罰　体罰は法律で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な影響を与え、力による解決志向を助長するなど、いかなる場合でも許されるものではありません。

▼虐待　家庭内の親や親族など保護者による子どもへの虐待は、子どもの心身に重大な影響を及ぼす大きな社会問題です。

▼児童ポルノなど　児童買春や性的虐待、インターネット上におけるポルノの氾濫などで、子どもの心身に有害な影響を及ぼすなど、子どもの人権を著しく侵害する行為です。

他にも不登校や、子どもの貧困などの問題もあります。子どもも大人同様、独立した基本的人権を持つ権利の主体であると認識することが大切です。本来、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければなりません。

社会全体で子どもを見守り、育てていくことが何よりも大切なのではないでしょうか。

人権推進課
☎（275）6279

新型コロナウイルス感染症 本市の対策等について

市では、新型コロナウイルス感染症に関して全庁的な情報共有と感染症予防対策を行うため、2 月 19 日に「高石市新型コロナウイルス対策本部」を設置し、市主催行事の中止や延期、市立小・中学校の臨時休業等の方針を決定する等、対策を進めています。また、市公共施設を利用される方に対して窓口でのマスク配布、アルコール消毒液の設置等を実施しています。引き続き国や大阪府と連携を図りながら、感染症予防対策に努めます。※内容はいずれも 3 月 30 日時点のものです。

人が集まる空間は避けてください

以下の 3 つの条件が揃う場所はクラスター（集団）感染のリスクが高くなります。規模の大小にかかわらず、人が集まるイベントの参加や開催等については必要性を検討してください。

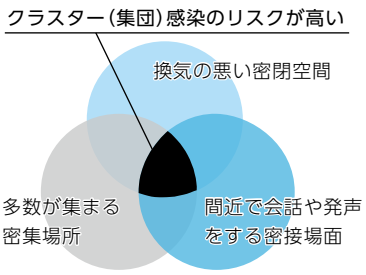

影響を受ける事業者の皆様へ

各種経営支援等をご活用ください

■新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、または恐れのある中小企業、小規模事業者を対象に相談窓口を設置。

問合先　お近くの日本政策金融公庫、高石商工会議所☎(264)1888

■危機関連保証

売上高等が急減する中小企業・小規模事業者に対し、一般保証、セーフティネット保証とはさらに別枠となる 100％保証を実施。

問合先　お近くの信用保証協会　※認定申請は経済課☎(275)6149

■マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）の金利引き下げ

商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を実施。

問合先　お近くの日本政策金融公庫、高石商工会議所☎(264)1888

■個人向け緊急小口資金等の特例

一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付、また、失業で生活に困窮された方へ生活再建のための安定的な資金貸付を実施。

問合先　高石市社会福祉協議会☎(261)3656

その他支援については、経済産業省の特設ページをご覧ください。

経済産業省　新型コロナウイルス感染症関連　検索

子どもたちの安全を守るために

市立小・中学校の対応

▶対策

感染症予防のため、3 月 2 日から 4 月 7 日までを臨時休業としました。

▶今後の対応

各小・中学校でマスクの着用、咳エチケットの指導や登校時における家庭での検温等、毎日の健康チェックを実施します。

また、教室が密室状態にならないようこまめな換気、手洗い・うがいなどの指導を行いながら、感染症予防に努めます。

なお、休業中の学習補充については、各小・中学校で未履修（学習の積み残し等）が生じないように今後の授業等で対応していきます。

▶相談・受診の目安・問合先はこちら

以下の症状がある方は、「新型コロナ受診相談センター（帰国者･接触者相談センター）」にご相談ください。

■風邪の症状や 37.5℃前後の発熱が 4 日程度続いている。（高齢者･妊婦･基礎疾患がある方は 2 日程度）

■強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

新型コロナ受診相談センター
（帰国者・接触者相談センター）
☎0725（41）1342

▶予防のために日常生活でできること

■手洗い

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんなどで手を洗いましょう。

■咳エチケット

咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性があります。咳・くしゃみをする際は、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえましょう。